



臨時期日前投票所を開設します

令和4年7月10日執行予定の参議院議員通常選挙において臨時の期日前投票所を試行的に開設します。

都合により投票日当日に投票できないかた、これまで期日前投票を利用したことがないかたは臨時期日前投票所をご利用ください。



Q. 期日前投票制度とは？

選挙は、選挙期日（投票日）に投票所において投票することを原則としていますが、期日前投票制度は、選挙期日前であっても選挙期日と同じく投票を行うことができる仕組みです。期日前投票所では、妙高市の選挙人名簿に登録されているかたはどなたでも投票することができます。

近年、制度の利便性が広がっており令和4年5月29日に執行した新潟県知事選挙では、投票されたかたの約4割のかたが期日前投票で投票されました。

Q. 投票するには何が必要ですか？所要時間は？

持ち物は特に必要ありませんが、円滑な受付事務のため「投票所入場券はがき」をご持参ください。

基本的に通常の当日投票所と同じ投票手順・所要時間で投票いただけます。

今回の臨時期日前投票所は、投票率や期日前投票の利用率などを検証するため試行的に設置するもので、多くの皆さんからのご利用があれば、今後の開設について検討させていただきます。

大事な投票、忘れずに！



〈お問い合わせ〉

〒944-8686

妙高市選挙管理委員会（総務課総務法制係内）

電話 74-0070（直通）



臨時期日前投票所を 皆さんの地区に開設します



皆さんのお住まいのすぐ近くまで投票箱をお持ちします。

令和4年7月10日執行予定の参議院議員通常選挙は、臨時期日前投票所をご利用ください。

と き：令和4年7月6日（水）

午前10時～午前10時30分

ところ：東菅沼公民館

時間の都合がつかない場合は次の会場もご利用いただけます。

◎東菅沼小局集落開発センター

令和4年7月6日（水） 午前9時～午前9時30分

◎上馬場集落開発センター

令和4年7月6日（水） 午前11時～午前11時30分

